

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

今号では、12月に開催した第3回法人化委員会の状況についてお知らせします。



第3回法人化委員会について

12月24日(木)に第3回法人化委員会を開催し、法人化基本方針や各病院の今後のあり方について、委員の皆さんに御審議をいただきました。



法人化基本方針(素案)について

「法人化基本方針」とは、地方独立行政法人の組織や制度、業務の基本的な方向等を定めるものであり、法人の目的や名称、業務の範囲を定める「定款」や、県が法人に指示する「中期目標」の基本となるものです。

今回の素案は、第1回及び第2回委員会において御審議をいただいた、法人の組織・運営や人事給与・財務会計制度など、設立する法人の基本的な事項についてまとめたものです。

素案の概要は次のとおりです。

県立病院のあり方について

今後とも県内医療機関との連携を一層進めるとともに、県立病院として積極的な対応が求められる政策医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供する。

法人のあり方について



1 組織に関する基本的事項

- ・法人の設立は平成23年4月1日とする。
- ・法人の名称は「地方独立行政法人山口県立病院機構」とする。
- ・県立2病院を1法人で運営する。
- ・病院の名称は「山口県立総合医療センター」及び「山口県立こころの医療センター」とする。
- ・病院のあり方を踏まえ、病院運営の効率化や病院間の連携を図り、各病院の特性を活かす観点から運営組織について検討する。
- ・重要事項の決定機関として、合議制による理事会を設置し、役員として、理事長、副理事長、理事、監事を置く。

2 人事給与制度等に関する基本的事項

- ・給与及び勤務時間等については、法人移行時においては県制度に準拠するとともに、法人移行後においては、医療人材の確保等の観点から、必要な検討を行う。
- ・病院勤務を前提として採用された職種の職員については法人へ承継し、県の一般行政部門との人事交流が見込まれる職種の取扱いについては、引き続き検討する。

3 財務会計に関する基本的事項

- ・法人の業務を確実に実施するため、法人移行日の前日において現に病院事業が有する資産及び負債は、原則として法人に承継する。
- ・県からの運営費負担金は、安定的な医療の提供のため必要なしくみであることから、今後とも、県立病院に求められる政策医療を中心とした質の高い医療を安定的に県民へ提供するため、繰出基準を基本としながら、必要な財源の確保に向けて努力する。

これに対して、委員からは、

人事給与制度について、

- ・「現行制度に準拠しながらも、今後の検討の中で、独法化する意義、法人化することによるメリットをどのように制度に反映させていくのかについて留意する必要がある。」
- ・「業務に対する職員への意識付け、制度が変化することによる職員の不安解消に努められたい。」

などの意見が出されました。

また、財務会計については、

- ・「運営費負担金について、法人の設立団体である県がきちんと負担することについては、強くお願いしたい。」
- ・「不採算医療以外の分野については民間病院と同じであるので、収益の確保や効率化を高めることについて不断の努力が必要である。」

などの意見が出されました。

今回いただいた御意見等を踏まえ、「法人化基本方針(案)」を作成し、次回委員会において御審議いただく予定です。

山口県立病院のあり方について

県立病院はこれまで、生活習慣病の増加等疾病構造の変化、医療の高度化・専門化、多様化する県民の医療需要等を踏まえ、県内の医療機関との役割分担と連携のもと、高度専門医療、特殊医療等の提供に取り組んできました。

法人化後においても、県内医療機関との連携を一層進めるとともに、県立病院として積極的な対応が求められる分野をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供していきます。

その実現に向けて、両病院では、次のような具体的な取組を検討しています。

1 総合医療センター

- (1) 高度専門医療、特殊医療の提供
がん医療、周産期医療、三次救急医療、へき地医療、災害時医療、感染症医療の充実等
- (2) 診療基盤の維持・充実
7対1看護体制の導入、脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応強化、急性期リハビリテーションの充実、高度医療機器の計画的な整備等
- (3) 地域医療への貢献
地域の医療機関との適切な役割分担と連携強化



2 こころの医療センター

- (1) 精神科救急医療及び重症の精神障害者への対応
- (2) 早期社会復帰に向けた外来医療・精神科リハビリテーションの充実
- (3) 県内の医療機関等との連携の推進
- (4) 医療観察法への対応
- (5) 外来医療の充実



3 両病院共通

人材の確保、医療安全性の確保、患者サービスの充実

これに対して、委員からは、

- ・「独法化のメリットは、職員の配置について定数条例の制限から外れることである。増員により手厚い診療体制をとる結果、増収に繋がることは大きなメリットである。」という意見のほか、
- ・「県立病院は「地域の病院」ではなく、「県全体の病院」であって欲しい。そのためには、掲げられている項目について重点化する必要があるのではないか。具体性を持って経営資源を集中し、より明確で具体的な計画とするべき。」という意見がある一方、
- ・「がん医療、周産期医療、三次救急医療といった政策医療は、いずれも重要であり、県立病院である以上、総合的に取り組むべきである。」

などの意見が出されました。

今回の意見を踏まえ、さらに検討を進めていくこととしています。

なお、第3回委員会の資料は、医務保険課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15100/dokuhouka/houzinkaiinkai.html>



《ご意見をお寄せ下さい》

県では、法人化委員会での検討状況に対する御意見を受け付けています。皆さんからいただいた御意見は、法人化委員会において委員へ報告することとしていますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。

- ・提出先：各病院事務局に設置の独法化意見箱
- ・様式は任意(自由)です。無記名でも結構ですが、差し支えない範囲で職種や部署名を御記載下さい。

NewsLetter

～山口県立病院の独法化について～第5号
発行：健康福祉部医務保険課県立病院班
TEL：083-933-2910
FAX：083-933-2939
E-mail：a15100@pref.yamaguchi.lg.jp